

民 生 教 育 委 員 会 会 議 録

招 集

令和 7 年 7 月 1 日（火）午前 1 0 時 議会委員会室

出席委員（8 名）

（委員長）松 田 真 哉 （副委員長）門 脇 一 男
伊 藤 ひろえ 岡 田 啓 介 又 野 史 朗 矢田貝 香 織
吉 岡 古 都 渡 辺 穰 爾

欠席委員（0 名）

説明のため出席した者

伊澤副市長

浦林教育長

【市民生活部】橋尾部長

- 〔市民一課〕小乾次長兼課長 絹谷証明担当課長補佐
- 〔市民二課〕足立課長 大櫃課長補佐兼市民相談担当課長補佐
- 〔保険年金課〕日浦課長 白鳥課長補佐兼保険業務担当課長補佐
- 〔市民税課〕木下次長兼課長 仲田課長補佐兼税制担当課長補佐
山内市民税担当課長補佐
- 〔固定資産税課〕高見課長 長谷川課長補佐兼家屋償却資産担当課長補佐
- 〔収納推進課〕大野原課長 赤井総務担当課長補佐
- 〔環境政策課〕足立次長兼課長 井原課長補佐兼環境・脱炭素推進担当課長補佐
- 〔クリーン推進課〕高浦課長、池口課長補佐兼廃棄物担当課長補佐

【教育委員会事務局】長谷川局長

- 〔こども政策課〕永榮課長 遠藤課長補佐 金田義務教育学校準備担当課長補佐
松下義務教育学校準備担当係長
- 〔こども施設課〕矢野次長兼課長 前畑課長補佐兼学校施設担当課長補佐
安田学校施設担当係長
- 〔学校教育課〕仲倉次長兼課長 平野課長補佐兼指導・学務担当課長補佐
宇山指導・学務担当係長

【経済部】

- 〔経済戦略課〕宮本課長 福井産業・立地戦略室主任

出席した事務局職員

毛利局長 田村次長 坂本議事調査担当係長

傍 聴 者

安達議員 稲田議員 岩崎議員 田村議員 戸田議員 塚田議員 徳田議員
錦織議員 西野議員 森谷議員
報道関係者 1 人 一般 2 人

審査事件及び結果

議案第 5 3 号 専決処分について（米子市市税条例の一部を改正する条例の制定について）
[原案承認]

議案第 57 号 米子市市税条例の一部を改正する条例の制定について [原案可決]

議案第 58 号 米子市企業立地促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部
を改正する条例の制定について [原案可決]

議案第 60 号 工事請負契約の締結について [原案可決]

報告案件

- ・ 税証明書交付窓口の見直しについて [市民生活部]

協議事件

- ・ 広報広聴委員の選出について
- ・ 委員派遣（行政視察）について

~~~~~

#### 午前 10 時 30 分 開会

○松田委員長 ただいまから民生教育委員会を開会いたします。

本日は、6 月 26 日の本会議で当委員会に付託されました議案 4 件について審査するとともに、1 件の報告を受けます。

初めに、議案第 53 号、専決処分について（米子市市税条例の一部を改正する条例の制定について）を議題といたします。

当局の説明を求めます。

木下市民生活部次長。

○木下市民生活部次長兼市民税課長 それでは、議案第 53 号について御説明いたします。

議会運営資料、資料 1、6 月定例会議案の概要 1 ページを御覧ください。議案第 53 号、専決処分についてでございます。

これは、令和 7 年度税制改正による地方税法の一部改正に伴いまして、令和 7 年 4 月 1 日が施行期日であった項目について、専決により所要の整備を行ったものでございます。

主な内容としましては、軽自動車税関係といたしまして、種別割の標準税率区分の見直しに伴い、原動機付自転車のうち二輪のものについて、総排気量が 0.125 リットル以下かつ最高出力が 4.0 キロワット以下の区分を定めるとともに、当該区分に係る軽自動車税種別割の税率を 2,000 円とする規定を追加しております。

続きまして、免許情報記録個人番号カード、いわゆるマイナ免許証の運用開始に伴い、軽自動車税種別割の減免申請時に運転免許証の提示に係る規定を整備しております。

最後に、固定資産税関係になりますが、長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る固定資産税の減額措置について、当該マンションの区分所有者から申告書の提出がなかった場合におきましても、マンション管理組合の管理者等から必要書類の提出があり、減額措置の要件に該当すると認められるときは、当該減額措置を適用することができるとしております。

説明は以上です。

○松田委員長 当局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ございますか。よろしいですか。

〔「なし」と声あり〕

○松田委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第53号、専決処分について（米子市市税条例の一部を改正する条例の制定について）、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○松田委員長** 御異議なしと認めます。よって、本件については、全会一致で原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、議案第57号、米子市市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

木下市民生活部次長。

**○木下市民生活部次長兼市民税課長** それでは、議案第57号について御説明いたします。

今お開きの資料3ページの下段を御覧ください。議案第57号、米子市市税条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

これは、令和7年度税制改正による地方税法の一部改正に伴い、所要の整備を行おうとするものでございます。

主な改正内容としましては、1つ目、公示送達について、公示事項をインターネットを利用する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態にしておくとともに、公示事項が記載された書面を市の掲示場に掲示し、または公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものを閲覧できるようにしておく規定を整備するものです。

2つ目は、個人住民税について、総所得金額等から控除すべき金額、いわゆる所得控除に特定親族特別控除額の規定を追加するもので、令和8年度分から適用されるものでございます。

3つ目は、市たばこ税の課税標準について、国たばこ税における見直しに伴い、加熱式たばこの紙巻きたばこへの本数の換算方式の特例を定める規定の整備を行うもので、令和8年4月1日からの施行としております。

説明は以上です。

**○松田委員長** 当局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

又野委員。

**○又野委員** 確認ですけれども、例えば公示送達のところで、インターネットを利用する方法とか、あと、市の事務所に設置した電子計算機の映像画面を表示したものの閲覧をすとかってあるんですけども、これ具体的にどのようなことをするのか、決まっているのか、それとも今後想定されるやり方とか、いつまでにこういうことをやらないといけないのかっていう、そこら辺を教えてもらってよろしいでしょうか。

**○松田委員長** 木下市民生活部次長。

**○木下市民生活部次長兼市民税課長** 具体的な実施方法につきましては、国のほうでインターネット上で個人の氏名等を表示することについての懸念等も指摘をされておりまして、具体的なやり方等については、これから示されるものと思っております、今のところ具体的な実施方法については決まっておりません。

それから、実施時期については、来年の6月までにすることというふうに規定をされておりまして、それまでには方法を決めていくことになろうかと思います。以上です。

○松田委員長 又野委員。

○又野委員 じゃあ、またその辺りは、どういうふうにされるかっていうのは、報告とかもいただけるということでよろしいんでしょうか。

○松田委員長 木下市民生活部次長。

○木下市民生活部次長兼市民税課長 また実施につきましては、御報告を差し上げることになろうかと思います。

○又野委員 分かりました。

○松田委員長 ほかに質疑はございますか。

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第57号、米子市市税条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○松田委員長 御異議なしと認めます。よって、本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第58号、米子市企業立地促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

高見固定資産税課長。

○高見固定資産税課長 それでは、議案第58号について御説明いたします。

御覧の資料の4ページ下段を御覧ください。議案第58号、米子市企業立地促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴うものでございます。

内容といたしましては、この条例の適用となる事業者が対象施設を設置すべき期限を3年間延長し、令和10年3月31日までとするものでございます。以上です。

○松田委員長 当局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第58号、米子市企業立地促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○松田委員長 御異議なしと認めます。よって、本件については、全会一致で原案のとおり

り可決すべきものと決しました。

民生教育委員会を暫時休憩いたします。

**午前 10 時 38 分 休憩**

**午前 11 時 05 分 再開**

**○松田委員長** 民生教育委員会を再開いたします。

市民生活部から 1 件の報告を受けます。

税証明書交付窓口の見直しについて、当局の説明を求めます。

小乾市民生活部次長。

**○小乾市民生活部次長兼市民一課長** 税証明書交付窓口の見直しについて御報告いたします。

それでは、資料に沿って説明させていただきます。

地方公共団体の基幹業務システムの標準化、コンビニ交付の利用定着を踏まえ、令和 7 年 9 月 1 日から税証明書、所得証明書及び固定資産証明書の交付窓口について、次のとおり見直します。

1 の見直しの内容についてでございますが、市役所本庁舎における税証明書交付窓口について、現在は市民税課、市民一課、行政窓口サービスセンターで交付しておりますが、市民一課及びセンターにおける税証明書の交付は 8 月末で終了し、令和 7 年 9 月 1 日から市民税課に集約します。本市における税証明書の交付窓口でございますが、本庁舎では市民税課、市民一課、センター、淀江支所では地域生活課において、所得証明書及び固定資産証明書を交付しております。コンビニ交付においては、これは本庁舎 1 階のキオスク端末を含みますが、所得証明書を取得することができます。

2 の見直しの理由についてでございますが、市民一課窓口の繁忙期、主に 2 月から 5 月でございますが、その時期においては、窓口利用者の待ち時間短縮及び混雑緩和を図るため、税証明書の交付については市民税課の窓口を案内しております。これは、税証明交付申請者の方が市民税課の窓口で申請されるほうが待ち時間が短いということと、それ以外の要件で市民一課窓口を利用される方にとっても待ち時間の短縮につながるためでございます。また、所得証明書において、無申告の場合の申告手続や証明書の内容に関する説明など、税に関する専門的な知識を要する案件は、税証明書の所管課である市民税課のみで対応しております。その場合、市民一課及びセンターの窓口では手続が完了せず、改めて市民税課に御来庁いただくなどの御負担をおかけするケースが度々生じております。さらに、コンビニ交付の定着により、市民一課とセンターの税証明書の交付通数が大幅に減少するとともに、今後もこの傾向が続くことが予測されます。今年度 1 月に実施を予定している本市基幹業務システムの標準化に向けて、6 月から 8 月の所得証明書の交付が増える時期を避け、9 月から税証明書の交付窓口を市民税課に集約し、重複業務の解消など、業務効率化を図ってまいります。

次に、各年度の税証明書交付状況を載せております。センターにおける税証明書交付通数の割合は全体の 1.3%となっております。一方、コンビニ交付においては、令和元年度と比較し、令和 6 年度は約 1.1 倍に増加しております。引き続きコンビニ交付の周知を図ってまいりたいと思います。

3 の今後のスケジュールについてでございますが、令和 7 年 7 月からホームページ、市

報及び窓口におけるチラシ配布などによる周知を行い、8月末をもって市民一課及びセンターにおける税証明書交付を終了し、9月から税証明書の交付窓口を市民税課に集約いたします。

今後も引き続き、コンビニ交付や電子申請など窓口に行かずにできる手続の拡充により、サービスの維持、向上に努めてまいります。

説明は以上です。

**○松田委員長** 当局の説明は終わりました。

委員の皆様からの御意見等を求めます。

又野委員。

**○又野委員** 市民の方が二度手間とかにならないようにということで、いいと思うんですけども、ちょっと確認ですけど、無申告の場合の申告手続とか相談、説明は市民税課のみで対応となっているということで、市民一課、センターでの窓口の対応をやめるということなんですけども、淀江支所の地域生活課では対応はできるということなんですか。

**○松田委員長** 木下市民生活部次長。

**○木下市民生活部次長兼市民税課長** 淀江支所におきましては、その場で申告を受けていただきまして、ファクスでその内容を本庁の市民税課のほうに送っていただきまして、入力の上、連絡をして、即時に証明を出せるような体制を取っております。

**○松田委員長** 又野委員。

**○又野委員** 淀江の場合はそのまま淀江で大丈夫ということで、わざわざ市民税課に行かなくてもいいということですね。

あと、コンビニ交付の場合は結局そういうことができなくなるとは思うんですけども、その場合、どのように考えておられるのか、教えてもらっていいでしょうか。

**○松田委員長** 木下市民生活部次長。

**○木下市民生活部次長兼市民税課長** コンビニ交付で取れない証明書の場合には、やはり平日に市民税課あるいは淀江支所のほうにおいでいただくことが必要になろうかと考えております。

**○松田委員長** 又野委員。

**○又野委員** ごめんなさい。ちょっとコンビニ交付したことがないのであれですけど、そのコンビニ交付で証明書が出せない場合というのは、コンビニ交付されようとした方というのは、どこにどうすればいいのかわかるようにはなってるんでしょうかね。

**○松田委員長** 木下市民生活部次長。

**○木下市民生活部次長兼市民税課長** 特にこういう場合にはこうしてくださいというようなメッセージは出るようにはなっておりません。

**○松田委員長** 又野委員。

**○又野委員** じゃあ、本人がそこはもう市役所に連絡するしかないなっていう判断で連絡するということになるんでしょうか。

**○松田委員長** 木下市民生活部次長。

**○木下市民生活部次長兼市民税課長** そのとおりでございます。

**○松田委員長** よろしいですか。

**○又野委員** 分かりました。

○松田委員長 ほかに意見等はございますか。

吉岡委員。

○吉岡委員 先ほどの窓口業務受付システム設置事業の中に事前ウェブ予約っていうのがあるんですけど、例えばこの税証明書交付窓口も事前に予約して、あれとこれとこれが欲しいですみたいなことができるようになるのでしょうか。

○松田委員長 足立市民二課長。

○足立市民二課長 ウェブの予約システムは、今のところ1階のフロアのみが対象となっております。以上です。

○吉岡委員 分かりました。

○松田委員長 よろしいですか。

ほかに意見等ございますか。

では、ないようですので、民生教育委員会を暫時休憩いたします。

午前11時14分 休憩

午前11時16分 再開

○松田委員長 民生教育委員会を再開いたします。

議案第60号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

矢野教育委員会事務局次長。

○矢野教育委員会事務局次長兼こども施設課長 そういたしますと、議案第60号、工事請負契約の締結についてを御説明いたします。

議案の39ページを御覧ください。本件は、小・中学校14校の学校施設照明のLED化に向けた施工業務を行うものでございますが、予定価格のほうが1億5,000万以上の工事の請負に当たるため、議会の議決を求めようとするものでございます。

工事の場所、契約金額、それから契約の相手方につきましては、記載のとおりでございまして、契約の相手方につきましては、本年2月3日に実施いたしました公募型プロポーザルにおきまして、最優秀提案者と決定した事業者でございます。

説明は以上でございます。

○松田委員長 当局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

矢田貝委員。

○矢田貝委員 学校は美保の義務教育学校に当たるところ以外全てという理解で、小・中学校という理解でよろしいでしょうか。

そして、この業務の期間ですけれども、工事期間、今年度で終結するわけではないと思うんですが、その完了期間、年に何校ずつとか、そういった計画があたりだったら教えていただきたいのと、維持管理期間はいつまでになるのか教えてください。

○松田委員長 矢野教育委員会事務局次長。

○矢野教育委員会事務局次長兼こども施設課長 まず、義務教育学校以外の小・中学校全部で行うものなのかという御質問でございますが、それはおっしゃるとおりでございます。

それから、工事につきましては、今年度と来年度、2か年にわたりまして実施する予定でして、今年度は小・中学校14校、それから、来年度が15校の予定としております。

以上でございます。

(「維持管理期間。」と矢田貝委員)

○松田委員長 矢野教育委員会事務局次長。

○矢野教育委員会事務局次長兼こども施設課長 申し訳ございません。

維持管理の期間につきましては、お尻が令和12年度までを維持管理期間としております。以上でございます。

○松田委員長 矢田貝委員。

○矢田貝委員 このたびの2億3,400万というのは、2年分ではなくて、今年度の15校ということによろしいんですね。

○松田委員長 矢野教育委員会事務局次長。

○矢野教育委員会事務局次長兼こども施設課長 このたびの契約金額につきましては、今年度実施の施工分でございます、14校の小・中学校の施工の契約金額でございます。

○松田委員長 矢田貝委員。

○矢田貝委員 分かりました。

あと、この応募者からされた提案ですけれども、市のほうで米子市学校施設照明LED化業務機器仕様というところによって提案されてきてると思うんですけど、省エネ、照度等の具体的な提案があったと思うんですけど、輝度ですね、それについてどのような提案がなされているのでしょうか。

○松田委員長 いかがですか。答弁可能ですか。

安田こども施設課係長。

○安田こども施設課係長 質問の趣旨の確認なんですけれども、輝度という……。

○松田委員長 質問ですね。

○安田こども施設課係長 反問権よろしいでしょうか。

○松田委員長 では、反問を認めますので、再質問というか、質問の内容の確認をしてください。

○安田こども施設課係長 では、再質問させていただきます。

○松田委員長 どうぞ。

○安田こども施設課係長 輝度ということでしたけれども、これが照度のことでしたでしょうか。輝度というのが、明るさのことということを御質問されてるということによろしかったでしょうか。

○松田委員長 矢田貝委員、よろしいですか。

○矢田貝委員 すみません。それはルクスのことだと思いますので、私自身は米子市のLED化業務機器仕様の中身を確認させていただいておりますので、それはきちっと示されているというふうに思うんですけども、実際にオンかオフかだけなのかとか、ホワイトボード、黒板等ですね、そこのところに向かってはある程度照度の調整ができるようなものになってくるのかとかいうか、反射して見にくいというようなことが起こると、逆に先生方も含めて児童生徒もずっとそれに付き合っていくといけない大きな工事だと思いますので、その辺りの、場所によっては照度調整ができるようになるっていうことが私は必要ではないのかなというふうに考えておりまして、米子市が求めている仕様以外にこの提案があったのかという確認で、もしないのであれば、その辺りを工事計画の中でしっかり

と確認をしていっていただくこともお願いをしておきたいなと思って質問させていただきました。なかったという理解でよろしいですか。

○松田委員長　いかがでしょうか。

矢野教育委員会事務局次長。

○矢野教育委員会事務局次長兼こども施設課長　ただいまの御質問にあるような提案はなかったと承知しておりますので、おっしゃることを念頭に置きまして、今後、業務のほうを進めていきたいと思っております。以上でございます。

○松田委員長　矢田貝委員。

○矢田貝委員　ぜひよろしく願いいたします。一度ついてしまったら、いつもある席に来て、ある時間帯になったら光と照度とで見にくいわみたいなこともなり得ると思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

あと、廃棄についてですけれども、工事期間は例えば長期休業であるとか、放課後の時間帯とか、工夫しながらされていくと思うんですけど、私、学校主事をやってたんですけど、そのときにラピッドスタート方式の蛍光灯とそうじゃないのっていうのは案外、電気屋さんに来ていただいて説明を受けて、その受ける側の何かマークと一緒にして、慎重にどっちの蛍光灯をつけるのだというふうにやったんですけども、それらの作業は工事後は主事ではなくて、修繕維持管理に入っているんで、以後なくなって、工事が終了した学校には蛍光灯は保管されなくなるという、そんなイメージをしてるんですけども、きちっと廃棄処分ですね、その辺りについても混乱が起きないようにしっかりと市側の計画の中身を見ていただきたいなというふうに要望しておきたいと思います。以上です。

○松田委員長　吉岡委員。

○吉岡委員　先ほど矢田貝委員への答弁で、維持管理、令和12年度までというお話がありましたけど、LED照明の維持管理っていうのは具体的にどういったことに、多分交換とかはあまり発生しないと思うんですが、具体的にどんなものがありますでしょうか。

○松田委員長　前畑こども施設課課長補佐。

○前畑こども施設課長補佐兼学校施設担当課長補佐　維持管理につきましの御質問ですが、故障の際の交換ですとかを想定しております。

○松田委員長　吉岡委員。

○吉岡委員　分かりました。

あと、照度とか明度とか輝度とかの話ですが、LED照明によって片頭痛を誘発されるという方がいらっしゃいます。子どもさんの中や先生の中にもそういった症状を持っておられる方がもしかしたらいらっしゃるかもしれないので、先ほど矢田貝委員が言われたみたいな、まぶしさに対する対処っていうのは、ちょっとその辺りを念頭に置いて、気をつけて見てあげてほしいなと思っておりますので、要望しておきます。以上です。

○松田委員長　ほかに質疑はございませんか。

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第60号、工事請負契約の締結について、原案のとおり可決することに御異議あり

ませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○松田委員長** 御異議なしと認めます。よって、本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

民生教育委員会を暫時休憩いたします。

**午前 11 時 26 分 休憩**

**午後 0 時 11 分 再開**

**○松田委員長** 民生教育委員会を再開いたします。

初めに、広報広聴委員の選出についてを議題といたします。

本件につきましては、米子市議会広報広聴委員会要綱第3条の規定に基づき、当委員会から2人の委員を広報広聴委員に選出しようとするものでございます。

それでは、広報広聴委員に立候補される方がおられましたら挙手をお願いいたします。

ありがとうございます。

それでは、広報広聴委員会の委員については、又野委員及び吉岡委員を選出いたします。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○松田委員長** 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

次に、委員派遣（行政視察）についてを議題といたします。

まず、実施をする方向で、希望の視察先及び調査項目を委員の皆様から出していただいてから、8月の閉会中の委員会で協議して決定したいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○松田委員長** 視察先及び調査項目については、8月の閉会中の委員会で協議いたします。

希望の調査項目については、7月15日火曜日、正午までに事務局まで御提出をお願いいたします。

次に、実施の時期については、10月、11月のあたりで実施したいと考えておりますが、既に議長の公務の日程が入っておりますので、後ほど改めて事務局から候補日の日程案をお知らせいたします。現時点で御都合の悪い日などありましたら、視察先の希望と併せて7月15日火曜日までに事務局まで連絡してください。実施日は8月の閉会中の委員会で決定いたしますので、よろしくお願いいたします。

以上で民生教育委員会を閉会いたします。

**午後 0 時 13 分 閉会**

米子市議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

民生教育委員長 松 田 真 哉